

静岡県からの『条例の不備』指摘に対する回答

静岡新聞等で静岡県が「条例の不備があるため、実現は難しい」との報道があり驚かれた方もいらっしゃるでしょう。なぜ、このような発言が出てくるのか、状況を理解することはできませんが、静岡県の指摘について、9月3日(月)の事務局会にて資料を作成し、『条例の不備に根拠がない』点を記者会見で反論し、県議会に対しても働きかけを行っています。

1. 条例案は、従来からの同種の条例を参考にして、慶應大学の南部義典先生と協議しながら作成したものです。もちろん、東京、大阪の原発投票条例案も参考にしています。どこに出しても通用するりっぱな条例案です。決して不備のある条例案などではありません。

2. 私たちはまず、県民投票の実現を優先します。そのために
①18歳以上の県民に投票を認めるとなると投票人名簿に時間や手間がかかる、事務が不可能ということであれば、20歳以上にすることもやぶさかでない。
②事務作業上の観点から条例の施行日から6か月以内に投票を実施。
③県民投票広報協議会のあり方についても、静岡県の実情にあったものに変えていくことももちろんOK!とすでに県議会各会派に伝えてある。(その様子は公開されている)

3. その他の疑義解釈は本質から外れる問題点であり、今後真摯に県当局とつめていきたいと思えます。(私たちの案は、全国のこれまでの条例案を参考にして作られたものであり、どの条文にも根拠や参考例があります)

なお、このような文書は、門前払いの段階では決して出てくる文書ではありません。いよいよ実施を前提とした実務的な検討段階に突入してきた！とも感じています。ここからがんばりどころだと思っています。条例案には自信を持っています。皆さん、県民投票は何よりも私たち県民の将来のために大きなプラスとなるものです。

原発県民投票静岡共同代表
鈴木 望

